

核物質防護の業務プロセスの確認と改善

1 目的

実用炉規則第九十一条（防護措置）第2項第1号から30号に規定されている必要な措置（以下、「法令要求事項」）が、適切にマニュアル類に展開され、その法令要求事項の主旨に照らして十分な内容で業務が実行されているか確認する。

2 確認方法

- ・文書レビュー

核物質防護規定および同運用要領、各関連要領の記載事項、並びに各種記録類が、法令要求事項に適合しているか確認する。

- ・現場確認

核物質防護設備および核物質防護に関する各種運用が、法令要求事項に適合した状態に維持され、運用されているか、現場で確認する。

3 確認体制

柏崎刈羽防護管理Gメンバーによるレビューおよび本社駐在メンバーによるレビューに加えて、本社原子力運営管理部、福島第一および福島第二の核物質防護部門の協力も得てレビューを行う。

4 確認結果

点検により確認された気付き事項は以下のとおりである。

指摘事項：30件

要望事項：26件

推奨事項：8件

5 改善の方向性

5.1 基本的な考え方

個々の気付きの改善を進めるにあたっては、業務プロセスの確認を通じて観察された以下の事項を改善するための対策も講じていく。ここで、以下に示した「経営層対話で得られた防護管理業務に対する意見」は、業務プロセスの確認を通じて観察された事項ではないが、今回観察された事項を改善する中で同時に改善できる部分があると考えられるため、対策を講じる事項として考慮することとした。

対策の基本的な考え方は、核物質防護業務の“可視化”、“標準化”、“定着”とし、「原

子力・立地本部「マネジメントモデル」に定める核セキュリティに関する重要成功要因とのギャップを解消する対策とする。

・ 本社／発電所間の運用のバラツキ【標準化】

- －核物質情報を扱う本社の情報管理に関する手順（慣例で運用）
- －秘密情報取扱者の指定基準の相違
- －教育訓練計画の様式の相違
- －点検保守計画の相違
- －点検対象機器の相違 等

・ 防護管理業務に関する設備、運用の根拠・経緯が不明確【可視化】

- －巡視回数設定の根拠
- －駐車場の設定に関する考え方
- －輸送に係る情報管理の考え方
- －防護区域内防護対象枢要設備の二人ルール適用除外の考え方
- －監視所運用の考え方
- －常時立入者に対する総合訓練・個別訓練の考え方 等

・ 各種要領が厳格に運用されていない【定着】

- －暗証番号方式の鍵の暗証番号の管理
- －秘密情報保持義務者の指定 等

・ 有効ではない水平展開プロセス【標準化】

- －検査指摘情報の水平展開が周知のみで対応状況が管理されていない

・ 経営層対話で得られた防護管理業務に対する意見【可視化】

- －核物質防護の業務は特別で情報が得られない
- －防護上の機密の名のもとに曖昧になっている
- －防護上の観点から、というのは説明省略の免罪符になっているよう
- －防護管理Gがどのような仕事をしているかわからない
- －毛色の違う、閉鎖された空間
- －他のGとのつながりがなさ過ぎて、理解できない対応をされている
- －防護と業務が絡むことが多々あるが、こちらから聞いてもなかなか教えてもらえないので、一緒に業務をやっていく中でどこまで情報をもってやっていくかが悩み

5.2 具体的な対策イメージ（例）

核物質防護業務の“可視化”と“標準化”、“定着”を進めるための対策のイメージを以下に示す。

(1)標準化／可視化：共通プロセスの基本マニュアル化

本社・発電所を適用対象とした「防護管理基本マニュアル（仮称）」を本社・発電所が協働して定める。規定する項目および内容の例を以下に示す。必要に応じて、「情報管理マニュアル（仮称）」等共通の業務マニュアルを策定する。これらマニュアルは、核物質防護管理関係者のみアクセス可能なイントラネット掲示板に掲載（福島第二で実施済み）し、日々の業務での使用に対する利便性を向上させる。

基本マニュアルの制定と併せて、防護管理業務に関する設備、運用の根拠を示す技術資料、方針書を整備していく。

1. 核物質防護管理規定の管理

核物質防護規定の改訂手続きについて規定

2. 核物質防護設備の保守管理

重要度分類、保全方式、標準的な点検周期、保全プログラムを規定

3. 情報管理

核物質防護に関わる情報の管理、取扱者の指定に係る手続きを規定

4. 委託先監査

業務委託先監査の手続き、監査員資格認定等の手続きを規定

5. 評価および改善

不適合情報等の水平展開管理、定期的な評価の実施時期、他事業所評価のテーマの選定、評価結果のレビューへの社長、原子力・立地本部長へのインプット内容等を規定

(2)可視化：核物質防護業務関連情報の社内イントラネット掲示板の開設

核物質防護業務に関わる全ての者（当社社員、協力企業従業員）が遵守／使用すべき事項、手順、様式、教育資料等を掲載した社内イントラネット掲示板を開設し、核物質防護業務に関わる全ての者に対する核物質防護に係る業務の認知度・理解度向上を図るとともに、核セキュリティ文化醸成の一助とする。掲示板は、本社および各発電所のイントラネットに開設し、各々の業務に応じた情報を掲示する。

掲示板に掲載する情報の例を以下に示す。

- ・核物質防護に関する教育資料
- ・核セキュリティに関する事例
- ・発電所構内、防護区域等立入許可申請に関する手順、様式

(3)定着：教育・訓練内容の見直し

防護管理部門を対象に、法令・マニュアル類への適合を確実にするために、核物質防護業務全般に対する教育に加えて、核物質防護規定の各条文に対する勉強会、法令・核物質防護規定・マニュアル類の関連に関する勉強会等、個々の業務と法令・核物質防護規定の関連を意識・理解させる教育・訓練を行う。

また、核セキュリティに関するファンダメンタルズを日々の業務へ展開する活動を通じて、防護管理部門のパフォーマンス向上を図る。

以 上